

## 令和4年度 第2回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】 令和4年11月16日（水） 午後3時から開催

【開催場所】 阪南市役所3階 全員協議会室

【出席委員】 委員15名中、12名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、日野 泰雄、三星 昭宏、見本 栄次、岡 やよい、上甲 誠、  
角野 信和、相良 修一郎、古野 悦司、吉田 美智子、藤原 正久、  
森 繁利

【欠席委員】 瀬田 史彦、奥野 英俊、山本 守

【傍聴者】 なし

【案 件】

- ①会議及び会議録の公開について
- ②南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- ③特定生産緑地の指定について（諮問）
- ④阪南市の都市計画に関する基本的な方針について（付議）

【結 果】

- ・ 会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・ 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。
- ・ 特定生産緑地の指定について（諮問）に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。
- ・ 阪南市の都市計画に関する基本的な方針について（付議）については、令和4年度第3回阪南市都市計画審議会にて、答申がなされることとなった。

【質疑応答】

○南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

○特定生産緑地の指定について（諮問）

（委員） 現時点で特定生産緑地の指定に関する書類が提出されていない地区が7地区あるが、それ以外に周知はしているが書類が提出されていない地区はあるのか。7地区以外から突然書類が提出される可能性はないのか。

（事務局） その他はなく、7地区のみであるので、7地区以外に突然書類が提出されることはない。

（会長） 生産緑地については、全体の量を残しつつ、地区ごとに偏りがないようにすることが、防災面や緑化を図る上で大切である。

また、生産緑地の指定を受けているところで、災害時に避難場所として開放する代わりに農作物に対して補償をするといった事例もあり、こうした取組みがもう少し広まっていけば都市の防災機能も高まっていくものと思われる。今回、生産緑地地区の廃止があった箇所については、多少面積が減少したものの、全体としては大きな変化はない。当該案件については原案どおり答申するという事によろしいか。

（委員一同） 異議なし。

（会長） また、特定生産緑地については、特定生産緑地の指定に関する書類が提出されている地区については原案どおり承認し、特定生産緑地の指定に関する書類が提出されていない7地区に関しては期限までに提出された地区について、了解するものとして答申するという事によろしいか。

（委員一同） 異議なし。

○阪南市の都市計画に関する基本的な方針について（付議）

（委員） 主要駅周辺等のバリアフリー化の推進について、近年では常識になっているユニバーサルデザインという言葉をもう少し押し出した内容にできないか。また、阪南市交通バリアフリー基本構想という文言に関しても、法律自体が変わっており、最新の計画の中にこの文言が出てくることに違和感がある。2点目として、障がいの対応の考え方がこの30年の間に国際的にも国内的にも大きく変わってきており、身体上の障がいが障がいではなく、階段や段差があること自体、つまり社会モデルが障害であるということに変わってきている。修正が間に合うのであれば、そういったことも施策の柱の1つとして加えることはできないか。

（会長） バリアフリー基本構想策定の予定はあるのか。

（事務局） 直近では考えていない。

（会長） 予定がないのであればバリアフリー基本構想を策定する、ということ的位置付けることは難しいと思うが、指摘事項について反映の検討をお願いします。

（事務局） 検討する。

（委員） 計画書の52頁や58頁、良好な水辺環境を活かした交流人口の拡大について、ノリやワカメの養殖の推進とあるが、カキの養殖はなぜ位置付けていないのか。下荘では収穫体験も行っている。

（事務局） 現行の計画を踏襲した形であるが、修正が必要か検討する。

（委員） 同じく、計画書の48頁と67頁、水害対策の推進について、48頁では時間降雨約50ミリ対策を基本とあるが、67頁では50ミリ対策としか書かれていない。整合が必要ではないか。

（事務局） 67頁の修正漏れであり、ご指摘通り修正する。

(委員) 時間降雨約 50 ミリ対策というのは、普通河川が対象という理解で  
よいか。

(事務局) そのとおりであり、市が管理している河川という理解である。

(委員) これからのまちづくりの重要課題の 1 つに地域交通がある。住民  
との共同運行など様々な取組が各地で盛んになっており、最近では  
ラストワンマイルに関する取組なども聞かれる。本計画においても、  
39 頁に公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現として位  
置付けられているが、内容が少し漠然としているのではないか。

(会長) 都市計画マスタープランとしてそこまで詳細に記載するのは困難  
ではないかと思う。

(事務局) 修正が必要か検討する。

(会長) 12 月 13 日よりパブリックコメントの実施を予定していることから、  
改めて各自素案を確認していただき、修正が必要な箇所等があれば  
本日より概ね 1 週間以内に事務局に連絡していただきたい。なお、  
その際は抽象的な表現ではなく、できるだけ具体的に内容を指示い  
ただきたい。加えて、修正内容に関しては、会長に一任していただ  
きたい。

以上

【午後 5 時 15 分閉会】